

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立船越家族旅行村ジャブジャブプール調査設計業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月15日まで
- (4) 履行場所 下閉伊郡山田町船越地内

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録され、次のアからエの全ての要件を満たすこと。
 - ア 測量業務に登録され、地上測量を申請業務としていること。
 - イ 土木関係建設コンサルタント業務に登録され、河川、砂防及び海岸を申請業務としていること。
 - ウ 補償関係コンサルタント業務に登録され、土地調査を申請業務としていること。
 - エ 岩手県沿岸広域振興局の所管区域に本店又は県内に営業所を有した上で営業所を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- (2) (1)の書類の提出部数は1部とし、令和7年9月18日（木）午後5時（土日祝日を除く。）までに、15(2)の場所に提出しなければならない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出した書類について、岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、審査結果は令和7年9月24日（水）午後5時までにFAX等により通知する。

4 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は、直接 6 の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印しなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 30 日（火）午前 11 時

釜石地区合同庁舎 3 階 第 1 会議室（岩手県釜石市新町 6-50）

7 入札書記載事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
(件名：岩手県立船越家族旅行村ジャブジャブプール調査設計業務)
- (5) 宛名（岩手県知事）
入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏名を記載した上で、頭書に「代理人」と記載するものとする。）

8 入札保証金

免除

9 入札の辞退

- (1) 入札参加資格申請書等の確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、次のア又はイに掲げるところにより 15（2）の場所まで申し出なければならない。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参又は郵送（入札日の前日午後 5 時までに到着するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはない。

10 入札の延期、取止め等

- (1) 天変、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 発注機関の長は、入札公告、設計図書に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (4) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 入札執行回数は5回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付（契約金額の100分の10以上の金額とする。）
 - イ 契約保証金に代わる担保（有価証券等）の提供
 - ウ 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて当該入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室国内観光担当
電話 019-629-5572